

2017年度（平成29年度）

# 高齢者インフルエンザ予防接種

この予防接種は、インフルエンザの発病や重症化防止のために有効です。体調が良いときに早めに受けましょう。



**実施期間** 2017年（平成29年）10月1日（日）～

2018年（平成30年）1月31日（水）

**実施場所** 福山市内の実施協力医療機関

**対象者** 福山市に住民票がある人で

- ・ 65歳以上の人
- ・ 60歳以上65歳未満の人であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいをする人

**個人負担金** 1,600円

※次のいずれかに該当する人は、個人負担金が免除になります。接種を受ける前に【個人負担金免除の証明書】を取得して医療機関に提出してください。

※該当しない人は、証明書を取得する必要はありません。

個人負担金が免除になる人	市民税非課税世帯の人
	中国残留邦人等の支援給付受給世帯の人
	生活保護世帯の人



## 【個人負担金免除の証明書】

※接種を受ける前に医療機関に提出してください。接種後に提出しても個人負担金の免除はできません。

※①と③の取得方法は、別紙「個人負担金免除の証明書について」をご参照ください。

個人負担金免除の対象者	必要となる書類（証明書）
市民税非課税世帯の人	① <u>市民税非課税の証明書（高齢者予防接種用）</u> 又は ② <u>後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証のコピー</u> ※後期高齢者医療被保険者証を持っている人で、市民税非課税世帯の人が福山市の後期高齢者医療担当課に申請した場合、交付されるものです。
中国残留邦人等の 支援給付受給世帯の人	① <u>市民税非課税の証明書（高齢者予防接種用）</u>
生活保護世帯の人	③ <u>生活保護法による証明書</u>

## 市外での接種

予防接種は、住民票のある市町村で受けるのが原則です。やむをえず福山市外で接種する場合は「予防接種券（広島県内で接種する場合）」又は「依頼書（広島県外で接種する場合）」が必要です。事前に【問い合わせ先】へご相談ください。

なお、広島県外で接種する場合は、一旦全額個人負担で受けた後、一定の額を上限に払戻しをする制度があります。詳しくは、保健予防課まで問い合わせください。

予防接種券・依頼書は、10月2日（月）から発行します。  
希望する人は、次の問い合わせ先にご相談ください。

### 【問い合わせ先】

保健予防課 電話：928-1127      松永保健福祉課 電話：930-0414  
北部保健福祉課 電話：976-1231      東部保健福祉課 電話：940-2567  
神辺保健福祉課 電話：962-5055      沼隈支所保健福祉担当 電話：980-7704